

「臨時・非常勤職員」の新たな職

職場の臨時・非常勤職員の方へ渡してください

「会計年度任用職員」のみなさんへ

2020年4月から、地方自治体で働く臨時・非常勤職員は「会計年度任用職員」となりました。

時間講師・臨時給食調理員・臨時寄宿舍指導員・非常勤公務補・非常勤看護師
特別支援教育支援員・部活動指導員等



※「期限付き」や「産育休代替」の教職員は、会計年度任用職員ではありません。

地方公務員法等の改正により、これまで、臨時・非常勤職員として働いてきた方々の法律上の根拠が変わりました。この改正は、地方自治体において、本来、臨時的な場合に限り認められていた「非常勤職員」の雇用が、全国の地方自治体において不適切な形で増加してきたことを背景に、適正な任用・勤務条件を確保するためとして行われました。

しかしながら、この変わり目に新型コロナウイルス感染症による臨時休校が重なり、その変更点や待遇改善の内容など、「まったく説明を聞いていない」との声を耳にすることが多々あります。

ましてや、新型コロナウイルス感染症の臨時休校に関して、道教委は、「休校で仕事がなくなっても、別な業務に充てるなど、非常勤職員の方々に不利益が出ないようにする」としていたにもかかわらず、現場まで周知がされないなどの状況がありました。

道高教組では、「非正規差別 NG」を合言葉に、正規職員と非正規職員の不合理な待遇格差を改善するとりくみを進めています。公務員は「常勤雇用」が大原則であり、恒常的・安定的に住民サービスを提供するという点から、「恒常的業務」＝「なくなることはない仕事」については正規雇用とすべきと考えています。

会計年度任用職員制度や新型コロナウイルス感染症の臨時休校にともなう勤務の扱いなど質問、改善してほしいことがありましたら、職場の高教組組合員か道高教組本部まで、ご相談ください。

北海道高教組本部 011-231-0816 担当：松野・菱木

会計年度任用職員への移行に伴う主な改善点

1. **期末手当（ボーナス）が、支給されます。**（雇用が6か月以上継続し、週当たりの勤務が15時間30分を超える場合） これまでは？ 臨時・非常勤職員にボーナスの支給はありませんでした。
2. **休暇制度が見直されました。**（有給休暇のみ抜粋）
年次有給休暇、公民権行使休暇、官公署出頭休暇、忌引休暇、住居滅失休暇、**災害事故休暇**
災害時退勤休暇、結婚休暇、（夏季休暇）（病気休暇）
新型コロナウイルス感染症に関わり、発熱等がある場合は「災害事故休暇」として、有給休暇を取得することができます！！
3. **3年（更新2回）は、希望すれば再雇用されます。** また、そのあとも、広く募集はしますが、雇用を希望することができます。
※該当の業務がある場合 ※昨年度まで、特別職非常勤職員（看護師・公務補等）だった場合は、5年（更新4回）

新型コロナ関連の臨時休校中の勤務の扱いについて

下記のいずれかの対応 いずれの場合においても管理職は本人と十分協議の上、決定 ←重要

- ①年次有給休暇による対応（付与日数に応じて）
- ②**対象職員の職務と密接に関連する業務に変更した上で、勤務に従事させる対応**
- ③災害事故休暇（本人、家族が発熱等の風邪症状）←2020.4月からすべての非常勤職員が適用
- ④欠勤による対応（無給）

※可能な場合は、在宅勤務も可

臨時休校だから、仕事が減った、無くなることは、ありません！！